

「北海道民の食と運動に関する調査」にご協力ください

新冠町保健福祉課では、北海道民の食と運動の実態を明らかにするための調査を間もなく実施いたします。

当町の15歳から74歳までの住民から無作為に選ばれた方に、食事や運動などの生活習慣に関する調査票をお送りして、調査へのご協力をお願いする予定です。

調査には道内の他の市町村も参加し、得られる結果は、当町ならびに北海道の健康づくりの政策にとって非常に重要なものとなります。

調査対象に選ばれた方々には、趣旨をご理解いただき、ぜひともご協力くださいますようお願いいたします。なお、本調査は北海道大学大学院医学研究科公衆衛生学分野と共同で実施いたします。



●問い合わせ先
保健福祉課
保健福祉グループ
健康推進係
☎ 0146・47・2113

児童手当現況届提出は6月中に!

児童手当を受けている全ての方(中学3年までのお子さんがいる方)は、児童手当法の定めにより毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届出は、毎年6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものですので、対象者は必ず現況届を提出してください。

●現況届に必要な書類

- ①現況届(現在受給中の方には町から送付済)
- ②受給者の保険証の写し(厚生年金加入者のみ)
- ③児童手当用所得証明書(平成27年1月2日以降に新冠町に転入された方)

●ご注意

届出が提出されるまで6月分以降の児童手当は支給されません。必ず現況届を提出してください。



●問い合わせ先
町民生活課
町民生活グループ社会係
☎ 0146・47・2112

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

75才以上の方へのお知らせ! 新冠町～静内医療機関を結ぶメロディー号のご案内

本年4月から本格運行を始めた、新冠町コミュニティバス「メロディー号」は、利用者の皆さんのご協力もあり、大きな混乱もなく、毎日、たくさんの方にご利用いただいております。

運行開始から2ヵ月間の利用状況を見ると、山間部の方々は、主に新冠温泉の利用のほか、町内及び静内地区の医療機関への通院など、それぞれの用途に沿った、たくさんの方が利用されていますが、市街地の方については、利用が少ない状況となっています。

メロディー号では、新しいサービスとして、75歳以上の方に限定し、新冠町から新ひだか町医療機関までの送迎を行っており、静内地区のバス停から病院までの移動負担が軽減されていますので、市街地の方で、まだ利用したことがない方も、通院のときには、お気軽にメロディー号をご利用ください。

◎メロディー号「新ひだか町医療機関送迎便」について

- ・運行区間 新冠町市街地～新ひだか町医療機関
- ・利用対象者 町内の75歳以上の方
- ・必要なもの 「寿バス券」(保健福祉課で発行します)

◎静内地区で停車する医療機関

- ・仲川内科胃腸科医院
- ・静仁会静内病院
- ・しずない皮フ科クリニック
- ・新ひだか町立静内病院
- ・しずない耳鼻咽喉科医院
- ・まうたの森整形
- ・山田クリニック
- ・佐藤眼科
- ・駒木クリニック

◎時刻表

乗降場所	行き↓	帰り↑
山間部～		
ファミリー歯科前	9:51	13:29
国保診療所	9:54	13:26
井上歯科前	9:55	13:25
新冠駅前	9:56	13:24
セブン・イレブン前	9:57	13:23
氷川神社前	9:58	13:22
新冠温泉前	10:00	13:20
～静内医療機関	～10:20	13:00～

●問い合わせ先
企画課まちづくりグループ企画係 ☎ 0146・47・2498

二つの給付金のお知らせ

(臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金)

消費税増税延期に伴い平成26年度に引き続き「所得の低い方に対する負担」と「子育て世帯」への影響を少なくするため、2つの給付金が支給されることとなりました。

具体的な申請受付方法や手続きについては、内容が決まり次第「広報にいかっぷ」「町政事務委託文書」などでお知らせいたします。

①臨時福祉給付金

申請は、基準日(平成27年1月1日)において住民登録されている市町村となります。

○給付対象者

平成27年度分市町村民税(均等割)が課税されていない方。ただし、ご自身を扶養されている方が課税者の場合、基準日時点で生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外となります。

○給付金の額 1人につき6千円

②子育て世帯臨時特例給付金

●申請は、基準日(平成27年5月31日)において住民登録されている市町村となります。

○給付対象者

- 平成27年6月分児童手当受給者
- ※平成27年度所得が児童手当の所得制限をこえる場合は対象外となります。

【児童手当所得制限額】

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	689万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

●給付対象児童 平成27年6月分児童手当対象児童

●給付金の額 給付対象児童1名につき3千円

●問い合わせ先

●町民生活課町民生活グループ社会係 ☎ 0146・47・2112

JR日高線の早期全線復旧を求める署名活動の実施結果について

JR日高線早期全線復旧を求める署名活動へのご協力については、広報にいかっぷ5月号で、町民の皆さんに協力をお願いをさせていただきました。

署名期間は、4月27日から5月22日までの約一ヶ月間と短い期間でしたが、町内での署名総数は2,376筆と、当初の計画を大幅に上回る結果となりました。ご協力いただきました皆さん、どうもありがとうございました。

日高管内各町から寄せられた署名は、合計で31,865筆となり、6月9日に札幌市内のJR北海道本社にて提出されました。

JR日高線については、今後も継続的に情報収集に努め、広報や町政事務文書などを通じて皆さんに状況をお伝えしていきます。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ企画係 ☎ 0146・47・2498

まちかどミーティングを開きませんか?

住民と地域、行政が一体となって町づくりを進めるため、町長が地域や各種団体の方と膝を交えて話し合うのが「まちかどミーティング」です。

開催を希望される団体は、担当までご連絡ください。

◎対象団体

- ①自治会・産業団体
- ②体育協会加盟団体・文化協会加盟団体
- ③町民がおおむね15名以上で構成される任意団体

◎開催内容

- ①時間は、1時間から1時間30分とします。
- ②開催場所は、各団体で準備し、10名以上の参加があることを開催の目安とします。
- ③開催希望日の一カ月前までにご連絡ください。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ広報統計係
☎ 0146・47・2498